

『宣和遺事』の成立過程に関する一試論：その歴史 書引用部分をめぐって

岡村，真寿美

<https://doi.org/10.15017/2559310>

出版情報：文學研究. 94, pp.22-44, 1997-03-30. 九州大学文学部
バージョン：
権利関係：

『宣和遺事』の成立過程に関する一試論

—その歴史書引用部分をめぐって—

岡村 真寿美

中國の講史小説（本稿では、歴史に題材をとった通俗小説をこのように稱する）の成立と發展過程を考える上で重要な資料となるものに、宋元代に成立したと目される平話と稱する講史小説作品群がある。この中、『宣和遺事』は、長編章回小説の傑作の一つである『水滸傳』や『大宋中興演義』等と深い關係にあるとされている。そのため、これらの小説との關連においては早くから多くの研究がなされてきた。しかしながら、この作品自體が單獨で研究されることは極めて少なかったように思われる。それはこの作品が後述のごとく「よせあつめ」の粗惡本であることにもよるであろう。しかし、宋元代の平話作品群の中でこの『宣和遺事』を仔細に検討するとき、そこにやはり講史小説成立の初期段階を説明する手掛かりを見出だすことができるのではないか。本稿では、この點を念頭に置き、考察を進めていきたい。

一 『宣和遺事』とは

『宣和遺事』は、明代郎瑛の『七修類稿』や高儒『百川書志』等にその名が見えており、『百川書志』は、

雖宋人所記、辭近譬史、頗傷不文。

(卷五 史 傳記)

という。「宋人所記」というところをみれば、高儒の手にした『宣和遺事』は「宋刊」とされていたのかもしれない。また、黄丕烈舊藏本も宋末元初刊とされることから、『新編五代史平話』や「全相平話五種」と同じく、宋元代に成立した「平話」小説の一つと位置付けられている。

この作品の構造を見ると、いくつかの部分を組み合わせて一つの作品を構成していると考えられる。かつて魯迅は『宣和遺事』を評して、

惟節錄成書、未加融會、故先後文體、致爲參差、灼然可見。

と言い、この作品が十種の書を「剽取」したものととして、大きく十段に分けた。その内容を次に挙げる。

- ① 歴代帝王荒淫之失
- ② 王安石變法之禍
- ③ 安石引蔡京入朝、童貫蔡攸巡邊
- ④ 梁山濼聚義本末
- ⑤ 徽宗幸李師師家・曹輔進諫及張天覺隱去
- ⑥ 道士林靈素進用及其死之異
- ⑦ 臘月預賞元宵及元宵看燈之盛
- ⑧ 金人來運糧、京城陷
- ⑨ 金兵入城、帝后北行受辱
- ⑩ 高宗定都臨安

このうち、④・⑤は白話文を主體とし、他は文語文を主體とする。④・⑤は當時の、いわば講釋師の種本のようなも

の（以下これを「種本」とよぶことにする）を使用した部分と推定され、特に④の梁山泊と宋江一派の故事を描く部分は、『水滸傳』の雛型として早くから注目を集め、多くの研究がなされてきた。一方、文語主體の部分、或いは『宣和遺事』作品全體に関しては、例えば⑩の高宗に関する記事について『大宋中興英烈傳』との影響関係が指摘されるなどの論考があるものの、概してその詳細な研究は少なかつたように思われる。

それはこの作品が魯迅の言う如く「節録」本であるため、それが『宣和遺事』の一つの作品としての價值を極めて低いものに認識させる要因となっていることにも因るであろう。また、このことは全體を通じて白話文と文語文が混在するという不體裁をも招いていて、その點においてこの評價は妥當なものとと言える。

しかし『宣和遺事』が節録本であると讀者に認識させる構造であることは、一方で重要な意味を持つと言える。すなわち、この作品は様々な要素を融和させるといふ對策をとらず、それぞれ原型のままその中に混在させていることを意味するからである。また、中には宋元代の語りものの形態が殘存している可能性もあろう。前述の④・⑤段はそういった當時の語りの形態を殘すものではないかという點からも重要視されてきたのであった。一方、それ以外の部分にしても、それぞれを詳細に見れば、果してこれらを従來の如く、價値の低い單なる節録部分として全て同列に扱って良いものか疑問が殘るように思われる。そこで、本稿では、敢えてこの④・⑤段以外の部分に注目して論を進めてみたい。

二 歴史書からの引用について

『宣和遺事』の文語部分は、多くの歴史書の文章を引用して成り立っている。この點については、早く汪仲賢「宣

和遺事考證⁵⁾に詳しい考證があるが、汪論文は引用の特徴を述べ、内容との対象を行なわないので、次に、先ず魯迅の段落分けに依據しつつ、その引用状況について検討する。以下、『宣和遺事』本文は『士禮居叢書』所收本を使用した。

歴史書その他からの引用が多く見られるのは、前述の②・③・⑥・⑧・⑨・⑩の各段である。先ず②段は、題目を示せば「神宗用王安石爲相」から「安石捨宅爲寺求福薦男芳」までであり、その記述は、南宋陳均の『九朝編年備要』(以下『備要』と稱する)にかなり近い。②段冒頭の王安石任用を諸臣が諫める場面を例に挙げれば、以下のとおりである。

『宣和遺事』

有唐介做著諫官、上疏論奏、「王安石泥古迂儒、若用爲相、必多更變、重擾天下。」那時有呂誨亦上疏彈劾安石。有彈文、其略云、「臣呂誨誠惶誠恐、頓首頓首、百拜奏于皇帝陛下。臣仰觀公朝、除王安石爲相者。臣切謂安石每遷小官、遜避不已、及除翰林學士、不聞固辭。先帝臨朝、則有山林獨往之志、陛下卽位、則有金鑿侍從之樂、好名嗜進、見利忘義。凡在經筵、力請坐而講說、將屈萬乘之重、自處師氏之尊、不識君臣上下之分。又與唐介爭論謀殺刑名、衆非安石而是介。介保守大體、不能以口舌勝、憤激發疽而死。奏對強辨、陵轍同列。大姦似忠、大詐似信、外示朴野、中藏巧詐、驕蹇慢上、陰賊害物。制置三司條例、兼領兵財、又舉三人勾當、八人巡行。臣未見其利、先見其害。區區愚忠、切以爲安石決不可用。若用之爲相、必變祖宗法度、以亂天下。欲望聖慈、允臣所奏、將王安石新命寢罷。宗社幸甚。伏取進止。」(前集五葉右(同左)(傍線筆者。以下同じ)

『九朝編年備要』

介曰、「安石好學而泥古、議論迂闊、若使爲政、必多變更、以擾天下。」

(卷十八 十七葉)

誨言、「大姦似忠、大詐似信。惟其用舍、係時休否。安石外示朴野、中藏巧詐、驕蹇慢上、陰賊害物。臣略

疏其十事。……安石每遷小官、遜避不已、及除翰林學士、不聞固辭。先帝臨朝、則有山林獨往之思、陛下即位、則有金鑿侍從之樂、見利忘義、好名嗜進、二也。在經筵、力請坐而講說、將屈萬乘之重、自處師氏之尊、不識君臣上下之分、三也。……與唐介爭論謀殺刑名、衆非安石而是介。介務守大體、不能以口舌勝、憤懣發疽而死。奏對強辨、陵轍同列、八也。……制置三司條例、兼領兵財、又舉三人者勾當、八人者巡行。臣未見其利、先見其害、十也。」

(卷十八 十九、二十葉)

このように、多少内容が前後するものの、『宣和遺事』の表現は『備要』をほぼ全面的に襲ったものと言えらる。

『備要』を引用したと考えられる段は、②に限らず、續く③段(安石引蔡京入朝任事)、「命童貫蔡攸帥師巡邊」、及び⑧段(賣菜男子生孕)、「欽宗悔不用种師道之言」も同様である。『宣和遺事』の『備要』との類似性は、一般的に②段と同じであるが、大觀元年の記事(黄河清廬州雨豆)以降特に強まり、時に年号および年數に誤りが見られるほかは、『宣和遺事』はほぼ『備要』の記載順に従い、これを節録する形で記述が進む。

ただし、各章段はこのように全體を通して『備要』に依存しているものの、完全に『備要』のみを引用しているというわけではなく、明らかに『備要』以外からの引用も散見する。③段「康王生上夢錢鏐挽御衣」を例に挙げれば、

顯仁皇后生皇子構。徽宗隔夜夢吳越錢王、以手挽徽宗御衣、云、「我好來朝、你家便留住我、終須還我山河社稷、待教第三子來。」顯仁皇后亦夢金甲神人、自稱錢武肅王、及寤、而生皇子。蓋徽宗第九子也。其始生之時、宮中紅光滿室。宣和二年封爲康王。後即位於南京、爲高宗、建都於杭州、即符錢王還我山河之夢。錢武肅王即錢鏐、享年八十一歲、高宗亦壽八十一、豈偶然哉。

(前集十一葉左、十二葉右)

とあるが、これは『備要』には見えない挿話である。この話は恐らく南宋趙與時『賓退錄』卷五に、

淳熙十四年冬十一月丙寅、宰執奏事延和殿、宿直官洪邁同對、因論高宗諡號、孝宗聖諭云、「太上時有老中官云、『太上臨生、徽宗嘗夢吳越錢王引徽宗御衣云、我好來朝、便留住我、終須還我山河、待教第三子來。』」

邁又記其父皓在虜買一妾、東平人、偕其母來、母曾在明節皇后閣中、能言顯仁皇后初生太上時、夢金甲神人、自稱錢武肅王、寢而生太上。武肅卽鏐也、年八十一、太上亦八十一、卜都於此、亦不偶然。

と載せる話を引いたものであらう。

また、⑧段中「姚平仲道蜀」などは、『備要』と『資治通鑑』を併用したと思われる。

姚平仲者、世爲西陲大將、幼孤、從父姚古養爲子。年十八、與夏人戰臧底河、殺彼甚衆。宣撫童貫召與語、平仲不少屈、貫不悅、抑其功賞。睦州方臘作耗、道君會遣童貫討賊。貫雖不喜平仲、但心服其勇、復取平仲偕行。及賊平、平仲之功冠軍、不願推賞、乃謂貫曰、「平仲不求官賞、但願一見主上耳。」貫驚愕之。他將如王淵、劉光世者、皆得召見、獨平仲不得召、貫忌其功故也。

欽宗是時在東宮、知其名、及卽位金人圍京城、平仲以勤王之兵來、乃得召見、賜見福寧殿、厚賜金帛、許功成之日、有不次之賞。平仲請出死力、夜劫虜營、生擒幹萬不、奉康王以歸。及出、連破兩寨、奈機事已泄、虜已夜徙去、平仲之志未遂。姚古選精銳五萬人、自滑州進屯虜營之後、克日并力攻擊、有必勝之道、奈李邦彥力主和議、恐其成功、遂廢親征行營使、罷李綱、以謝金虜、欲堅講和之議也。

姚平仲憤恨朝廷無用兵意、遂乘一青驃亡命、一晝夜馳七百五十里、抵鄧州、方得食。入武關、至長安、欲隱華山、顧以爲淺、奔入蜀、至青城山上清宮、留一日、復入大面山、行二百七十餘里、度采藥者不能至、乃解縱所乘驃、得石穴以居。朝廷屢下詔求之、弗得也。至於乾道・淳熙之間、始出至丈人觀、自言年十餘、紫髯鬱然長數尺、其行速若奔馬。陸放翁爲題青城山上清宮壁詩云、

造物困豪傑、意將使有爲。功名未足言、或作出世賢。姚公勇冠軍、百戰起西陲。天方覆中原、殆非一木支。脫身五十年、世人識公誰。但驚山澤間、有此熊豹姿。我亦志方外、白頭未逢師。年來幸廢放、篋遂與世辭。從公遊五岳、稽首餐靈芝。金骨換綠髓、氤然松杪飛。

(後集八葉右、九葉右)

この部分は『賓退録』卷八に見え、ここでは陸游詩もともに引かれているので、『宣和遺事』は『賓退録』を見てこの記事を書いたと推測される。しかし、傍線部分は『賓退録』には殆ど見えず、『賓退録』の基ついた「姚平仲小傳」(『渭南文集』卷二十三)にも見えない。おそらくこの部分は『備要』卷三十に、

(靖康元年)二月、……平仲欲夜叩金營、生擒韓里雅布、奉康王構以歸。故師道言既不用而平仲謀泄金、先事設備。至是平仲率步兵萬人夜擊金寨、反爲所敗。……遇姚古以所領西師會河朔、將帥選精銳五萬人、自河陽駐滑州進屯敵營之後。剋日併力攻之、此必勝之策也。……李邦彥等畏懦、皆不果用。

廢親征行營司、罷李綱。罪綱、以謝金也。……

(十四~十五葉)

とある記事に基づくと考えられる。斯様な部分の存在は、『賓退録』が『宣和遺事』にとつて重要な引用源の一つだったことを示すと同時に、『宣和遺事』編者の『備要』のみならず幾つかの文献を巧みに編集しつつ物語を完成させようとする姿勢を表している。

ところで、⑥「道士林靈素進用及其死之異」段は、二箇所に分かれている。すなわち、「林靈素以夢感徽宗得幸」から「靈素入冥見明達后」までが③段中に入り、さらに⑤段後に「徽宗與靈素游月宮見二人奕」から「靈素死葬之異」までが挿入される。魯迅が併せて一段としたのは、ともに「林靈素傳」を引用するからであろう。この「林靈素傳」は、『賓退録』卷一に収録されている。『宣和遺事』と『賓退録』の記述は完全に同じというわけではないものの、『宣和遺事』が屢々『賓退録』を引用することから考えて、ここもまた『賓退録』に據った可能性は高い。とすれば、魯迅が別段とした⑥段もまた、『備要』を主體とする②・③・⑧三段を併せた大章段に前述の『賓退録』と同様に挿入された部分だったのではないか。

さらに言うならば、先に⑥段後半は⑤段すなわち白話文主體で書かれた李師師記事の直後に配置されていると言ったが、正確に言えばそうではない。⑤段は内容から言って「册李師師爲明妃」で一旦終っており、その後の「董貫蔡

攸交割燕城」から「童貫伐燕敗走平州」までは李師師とは関係の無い内容であり、『備要』を引用する。次に徽宗のとりまきとして林靈素とともに再び李師師が登場するものの、李師師の姿はすぐに消え、記述の中心は林靈素へと移り「林靈素傳」の引用が行なわれるのである。

この李師師が再登場する部分でもやはり白話がいわれている点は興味深い。『宣和遺事』全體を構成した編者は、或いはここで李師師故事を述べる⑤段とそれに續く主體部分との融和を圖ったのではないかと考えられるが、これは推測の域を出ないのでこれ以上は述べない。重要なのは、「林靈素傳」の引用が『備要』引用部分に挟まれる形になっている点である。このことは、「林靈素傳」すなわち⑥段が、獨立の章段というよりも、②・③・⑧段の一部であった可能性を更に高めるであろう。

つまり、②・③・⑥・⑧段は、ともに同一の章段と考えても差し支えは無いのではなからうか。そもそも、一つの文獻のみに依據しつつ物語をまとめれば、編者としては大變樂な作業となるであろうが、その内容はどうしても限定されてしまうであろう。従つてこの章段では、編者はその不足を他の文獻に據つて補うという編集を行ない、内容に幅を持たせているのである。すなわち、この大章段は「備要」を主體としつつもそのみにとどまらず、『資退錄』やその他の文獻を巧みに織り交ぜながら作り上げられたと考えられよう。更に言うならば、そこには各種の文獻を引用しつつ別個の作品を作り上げようとする編者の意圖が看取できるように思われる。

さて、⑨段はどうであろうか。この⑨段が歴史書の引き写しで成り立っていることは、かなり早くから指摘されたことであつた。すなわち、明の郎瑛の『七修類藁』に、次のような記載がある。

宋徽欽北慧事迹、刊本有『宣和遺事』、抄本則有『竊憤錄』。二書較之、大事皆同、惟虜人侮慢之辭、醜汚之事、則竊憤行之也。至于彼地之險、彼國之事、風俗之異、時序之乖、則『宣和』較『錄』爲少矣。二書皆無著者人名。

且『遺事』雖以「宣和」爲名、而上集乃北宋之事、下集則被慧之事。首起如小説院本之流、是蓋當時之人著者也。『錄』則竊『遺事』之下集、造飾其所多之事、必宣政間遭辱之徒、以發其胸中不逞之氣而爲之、是不足觀也。觀其年月地方死生大事俱同、惟多造飾之言、可知矣。

故『齊東野語』辨『南燼紀聞』之事爲無有。予意『竊憤』或卽『紀聞』、後人讀之而憤之、故易此名也。觀周草窗歷辨之言、阿計替之事、似與相同。

(卷四十六 事物)

ここに言う『南燼紀聞』『竊憤錄』及び『竊憤續錄』は、ともに宋人辛棄疾著とされる(一説に、『南燼紀聞』は宋・黃冀之著ともいう)が、偽託らしく、『七修類藁』も「無著者人名」としている。王重民によれば、宋・周輝撰『南燼紀(記)聞』四巻のうち、巻一・二が『南渡錄』、巻三『竊憤錄』、巻四『竊憤續錄』であるという。⁹⁾しかし、『四庫全書總目提要』はこの他『靖康蒙塵錄』を挙げて『南燼紀聞』と「文多相同」であるとす(巻五十二)。また、その内容についても、「所載全非事實。」(巻五十二)『南渡錄』『竊憤錄』提要)というように、その評価は極めて低い。要するに、これらの書は、素性の明確でない俗本ということになる。そこで、『七修類藁』のように『竊憤錄』の方が『宣和遺事』を節録したのだという考え方も生じてくるのであろう。胡士瑩は『話本小説概論』の中で郎瑛の説を「不可信。」と一蹴しているが、¹⁰⁾残念ながらその根拠は示されていない。本稿では、『南渡錄』をもって、『南渡錄』または『南燼紀聞』(或いは『南燼紀聞録』ともいう)ならびに『竊憤錄』『竊憤續錄』の總稱とする。また、以下の論考では『國粹叢書』第三集(國學保存會、一九〇六年)所收『南渡錄』を使用した。

この『南渡錄』を『宣和遺事』⑨段(「金兵入城取書籍戸口圖籍法物鹵簿樂器等」)「延禧欽宗墜馬爲馬蹂死」と對照してみれば、『宣和遺事』はほぼ全面的に『南渡錄』を節録したものとみてよいであろう。ここにその冒頭「金兵入城取書籍戸口圖籍法物鹵簿樂器等」を例に挙げる。

『宣和遺事』

二十五日、京師陷、金兵入城。二十六日、粘罕遣使入城、求兩式幸虜營面議和及割地事。十二月初五日、遣入城搬挈書籍、并國子監・三省・六部司或官制天下戶口圖、人民財物。初九日、又遣人搬運法物・車輅・鹵簿・太常樂器及鍾鼓刻漏、應是朝廷儀制、取之無有少遺。十九日、京師雪深數尺、米斗三千、貧民飢餓、布滿街巷、死者盈路。金人又肆兵劫掠富家。粘罕命一將領甲士百餘人、在天津橋駐演、民不敢過。壯者則剝脫而殺之、婦女美麗者留之。城中閉戶、不敢出入。

(後集十一葉左)

『南渡錄』

二十五日、京城陷、金兵入城。二十六日、粘罕遣使入城、求兩宮幸虜營面議和及割地等事。十二月初五日、遣兵入城搬運書籍、并國子監・三省・六部司式官制天下戶口財賦圖籍、及宗正譜牒。初九日、又遣人搬運法物・車輅・鹵簿・太常樂器及鍾鼓刻漏、一應朝廷儀制、靡有孑遺。十九日、京師大雪深數尺、米價騰貴斗米至三錢、貧民飢餓、死者盈路。金人又縱兵剝掠擄奪富家。有一將在天津橋下演甲士百餘人、民過者、壯者剝脫而殺之、婦女美麗者留之。城中往往閉戶、不復出入。

(卷一 一葉左—二葉右)

以下、稀にその記述の先後に差異があるほかは、全段此の如くほぼ『南渡錄』をそのまま引用して筆を進めるのである。後述の李若水記事を除いて、⑨段では、編者はひたすら『南渡錄』の節録に没頭しており、そこに創作性、或いは②・③・⑥・⑧の大章段に見られるような編者の意志に據る編集の入り込む餘地は全くない。

最後に⑩段すなわち後集「金兵初迫康王」以降を見てみたい。先ず、「官軍及群盜歸者八萬人」及び「元祐皇后降手詔迎康王」記事に、

二月、次濟州^A元帥府。官軍及羣盜來歸者、凡八萬人。元祐皇后降手詔迎康王、略曰、「漢家之厄十世、宜光武之中興、獻公之子九人、惟重耳之尚在。茲爲天意、夫豈人謀。」

(後集三十九葉右)

とあるが、これは『備要』卷三十、九十四葉の、

康王次濟州

元帥府官軍及羣盜來者、凡八萬人、分屯于河北諸郡。

及び同卷一百六葉に、

甲戌降手書迎康王

手書曰、「……漢家之厄十世、宜光武之中興、獻公之子九人、惟重耳之尚在。茲爲天意、夫豈人謀。……」

……(B)

とあることを引いたものであろう。また、「康王即位南京」以降は、劉時舉の『續宋編年資治通鑑』に近い記述が多く見られる。ただし、⑩段は『備要』や『南渡錄』を引用した部分とは異なり、『續宋編年資治通鑑』には見えない表現も多く含まれており、その記載順もこれとは異なっている。「宗澤二十餘表請還京爲汪黃所阻」から「宗澤憂憤發疽死」を『續宋編年資治通鑑』と對照してみれば、以下のとおりである。

建炎三年、^A宗澤招撫河南羣盜、又募義士六百餘萬、糧可支半歲之食。澤上二十餘疏、請高宗還京、又上疏欲

合諸將渡河。汪伯彥・黃潛善力主遷幸東南之議、忌宗澤成功、屢沮撓之。澤因憂鬱成病。十月、宗澤疽發背死、

^B臨終無一語及家事、但連呼過河者三、又厲聲高吟曰、「^A出師未捷身先死、長使英雄淚滿襟。」^B遣表猶贊高

宗還京。以杜充爲東京留守、充反宗澤所爲、由是兩河豪傑皆不爲用、城下兵往往去爲盜賊。^C王倫使虜、與傅芳

俱至粘罕軍前、爲其所留。

^D建炎三年五月、洪皓充通問使、高宗遺粘罕書、願比藩臣。……(後集四十二葉右(左))

『續宋編年資治通鑑』

(建炎二年) 五月、……、宗澤招撫河南羣盜聚城下、又募四方義士合百餘萬。……、澤請上還京至是凡二十餘疏、言甚切。……、澤又上疏欲合諸將渡河。潛善忌澤成功、從中沮之。因憂鬱成疾。『中興大事記』曰……澤之志、不獲伸于前、又不獲伸于後、徒使後之人聞「出師未捷身先死、長使英雄汨滿襟」之嘆。

(卷一 二十四葉左〜二十六葉右) …… (A)

(建炎二年) 秋七月、宗澤卒。澤爲黃潛善所沮、憂憤成疾、疽發于背。將沒無一語及家事、但連呼過河者三。遺表猶贊上還京云。……、以杜充爲東京留守、盡反澤所爲、兩淮豪傑皆不爲用。『中興大事記』曰、……、宗澤在則盜可使兵、杜充用則兵皆爲盜矣。

(卷一 二十七葉左〜二十八葉右) …… (B)

(建炎元年) 十一月、……、王倫使金、與傅雱俱留金國。 …… (C)

(建炎三年) 五月、……、洪皓使金充通問使、上遺尼瑪哈書、願去尊號用正朔比藩臣。

(卷一 十三葉左) …… (D)

このように記事が前後する箇所が多々見受けられ、⑩段の編者が果して確かに『續宋編年資治通鑑』を見たか否かについては疑問が残る。ただし、四庫提要には、『續宋編年資治通鑑』は既に原書と異なっている旨の指摘が有るので、兩者の字句の異同は或いはこれに因るものかも知れない。また、「出師未捷身先死、長使英雄汨滿襟」句は前述の如く『續宋編年資治通鑑』が引く『中興大事記』に見えることから、『宣和遺事』が『續宋編年資治通鑑』に據った可能性は高く、兩者の間に深い繋がりがあることは否定できない。²⁾

また、先述の部分に續いて、

高宗雖下詔修京城、而還京之意終未決、車駕行幸未有定向。李綱諫曰、「今六飛縱未入關、猶當敵鄧・襄、以示不忘中原之意。近聞一二執政、勸陛下遷幸東南、果爾、則中原非我有矣。」 (四十三葉右)

とあるのは、『續宋編年資治通鑑』の文章よりも『錢塘遺事』卷一「高宗定都」の文章に酷似する。すなわち、『續宋編年資治通鑑』は、

詔修京城。……李綱言、「今縱未能入關、猶當適襄・鄧、以示不忘中原之意。今冬無虞車駕還闕、天下之勢遂定。而近議論紛紜、謂陛下將幸東南、然臣恐中原非復我有。」
(卷一 十一〜十二葉)

というが、『宣和遺事』の記述は、寧ろ『錢塘遺事』の、

高宗雖下詔修京城、而還京之意終未決、車駕行幸未有定向。李綱諫曰、「今岳飛縱未入關、當適鄧・襄、以示不忘中原之意。近聞一二執政勸陛下遷幸東南、果爾、則中原非我有矣。」
(卷一「高宗定都」)

に極めて近い。このことは、『宣和遺事』が専ら『續宋編年資治通鑑』のみに據ったのではないことを示す證左となろう。

以上から推測するに、『續宋編年資治通鑑』と『宣和遺事』との關係は、『備要』と『宣和遺事』との關係ほど明確でないことから、⑩段の編者が②・③・⑥・⑧段の編者と同じであつたと言ひ切れぬように思われる。しかし、もちろん⑩段と『續宋編年資治通鑑』の關係を完全に否定することはできない。従つて、⑩段は『編年通鑑』(或いはそれに極めて類似した歴史書)に加え、その他いくつかの文獻を参照しつつ成り立っているのではないかと考えられる。この點において、⑩段はその性格が先述の②・③・⑥・⑧段に極めて近いと言えよう。また、⑩段冒頭に『備要』を引用し、且つ『備要』と劉時舉の『續宋編年資治通鑑』はその内容がカバーする時代區分が互いに相補關係にあることから、この段を②・③・⑥・⑧段に續く同一章段と考えることもできるのではないか。

一方、先に擧げたように高宗出生記事は、高宗出生時の徽宗と皇后の夢を紹介した後、その夢に登場した錢王・錢武肅王を解説しながら、

後即位於南京、爲高宗、建都於杭州、卽符錢王還我山河之夢。錢武肅王卽錢鏐、享年八十一歲、高宗亦壽八

十一、豈偶然哉。

と結んでいる。これは半ば『資退録』の引き寫してはあるが、まさに後集の高宗臨安建都への伏線となっているのである。つまり、『資退録』のこの部分を挿入することからして、少なくとも②・③・⑥・⑧段の編者には⑩段の高宗記事に至る全體への配慮があったと考えるべきであろう。また敢えて言うならば、⑨段の二帝北狩記事は中國情勢とは懸け離れた内容でもあり、⑨段を抜いて⑧・⑩段を直結したとしても話を通じる構造になっていると言えるのである。このこともまた、②・③・⑥・⑧・⑩段が本来一セットであった可能性を示しているとも捉えることが出来る。

さて、このように『宣和遺事』の文語主體部分と歴史書との關係について検討するとき、⑨段の『南渡録』の引用の仕方が、他と懸け離れていることに氣付くのである。この章段では編者はひたすら同一文獻を丸寫しするのみであり、他の部分に見られるような編集の痕跡は認められず、そこに『宣和遺事』全體を見通すような視點があったとも考えられない。すなわち、⑨段は、②・③・⑥・⑧・⑩段と比較して明らかに異質なのである。とすれば、『宣和遺事』は、④・⑤段を除いた残りの部分について、さらにまた少なくとも二つの斯様に性質の大きく異なる要素を含んで成り立っていると云えるのではないか。

この兩者の異質性は、そこに見える詩句との關係からより明確になると思われる。そこで、以下に詩句の挿入狀況について觸れてみたい。

三 詩詞の配置について

先ずは②・③・⑥・⑧・⑩段（以下これをA部分とし、これに對して⑨段をB部分とする）における詩詞の挿入状況を見ることにする。詩詞の挿入される箇所を對應する題目で示すならば次のようになる。尚、先述の如く⑥段は二箇所に分割挿入されている。が、ここでは、その原作の配置を重視し、そのままの順に配列した。（數字は詩詞の挿入される葉數、a・bは葉の左右を表す。下段は『宣和遺事』中で示される作者名）

②段（前集5a～6b）

安石捨宅爲寺求福薦男（6b）

③段（同7a～16a）

除蔡京爲丞相（9a）

劉逵乞碎元祐黨碑（10b）

朱勳因花石綱得幸（13a）

置道階品秩（16a）

⑥段（同16a～18a）

林靈素以夢感徽宗得幸（16b）

徽宗夢遊神霄宮（16b）

林靈素詩

③段（同18a～26b、44b～46a）

天神降坤寧殿（18a）

道士劉混康奏增萬歲良岳（18b）

呂洞賓題詩赴會 (20 a)

呂洞賓作題壁詩

蔡京請見安妃 (22 a)

徽宗・蔡京等詩

八閤皆琉璃之瑞 (23 a)

〔劉屏山曾有詩記汴京遺事〕

鄧肅進十詩譏切朝政 (23 b)

鄧肅詩

童貫蔡攸交割燕城 (45 a)

〔左企弓者〕詩

吳乞買立爲金國皇帝 (45 a)

⑥段 (同 46 a) (50 a)

徽宗與靈素遊月宮見二人奕 (47 b)

有僧應詔退水遺下二詩 (49 a)

〔有僧〕詩

⑧段 (後集 1 a) (11 b)

賣菜男子生孕 (1 a)

太學生陳東上書乞誅六賊 (5 b)

〔劉屏山有詩〕〔劉屏山汴京事紀有詩〕

李師師流落荆楚 (5 b)

李師師詩

姚平仲道蜀 (9 a)

〔陸放翁爲題青城山上清宮壁詩〕

蔡京死於潭州 (9 b)

(詞)

蔡攸蔡條童貫等各伏誅 (10 a)

欽宗悔不用种師道之言 (11 b)

〔南儒詠史有一詩〕

⑩段 (同 36 b) (45 b)

金兵初追康王 (36 b)

高宗幸淮虜陷徐州(44 a)

秦檜定都臨安(45 b)

「劉後村有詠史詩」

A部分における詩詞の挿入は以上の如くであるが、ここでは詩詞が章段のほぼ全體にわたって満遍無く配置されていることがわかる。

一方、B部分はどうであろうか。B部分(後集11 b~36 b)中の詩句の配置は以下の通りである。

后妃諸王皆北行(16 a)

「毛廙因過龍德故宮」詩

李若水死虜營(16 b)

李若水詩

澤利令朱后作歌勸酒(17 b)

朱后歌

二帝知韓世忠劉光世岳飛等恢復中原(24 a)

徽宗・欽宗詞

このうち、朱后歌及び徽宗・欽宗詞はいずれも『南渡錄』に見えるものであり、B部分はそれを引き寫したにすぎない。つまり、B部分は後集の半ば以上を占めるにもかかわらず、そこに挿入される詩詞は冒頭部分のわずか二首のみとなっているのである。この状況から推して、B部分において、編者には詩詞挿入の意圖は無かったと考えるべきであろう。ちなみに、毛廙因過龍德故宮詩は、『賓退錄』卷二に見える。また、「李若水死虜營」記事は『南渡錄』には見えず、『備要』卷三十の記事を踏まえたものと考えられる。すなわちこの二首を擁するB部分の冒頭とは、無論『南渡錄』を引いているものの、多分にA部分と同様の特徴を備えた部分である點に考慮の餘地があろう。

そもそも、宋代の「種本」がしばしばその中に詩詞を挿入することは、その唐五代の俗講との關聯性とも絡んで早

くから指摘されていることである。¹³ 散文の合間に韻文を挿入することにより、時に語りにもアクセントをつけ、時に語りの内容を補うなどの効果が生じる。「宣和遺事」は、少なくとも當時の「種本」の名残を留める可能性のある作品であり、従ってA部分の斯様な性質は、當時の「種本」の形式に則るかたちで詩詞を挿入したものと考えることができよう。この點、詩詞の挿入はA部分に限らない。④「梁山濼聚義本末」段や⑤「徽宗幸李師師家・曹輔進諫及張天覺隱去」段もまた多くの詩詞をその中に含んでいるのである。

ところで、「詩をもって證とする」という詩挿入の態度は、魯迅も指摘するように「借古語以爲重」的精神¹⁴の現われであり、そこには詩によって權威付けしようとする意圖がうかがわれる。「宣和遺事」は歴史語りすなわち講史である以上、その内容の眞實性を標榜したはずであり、詩の挿入はそれを裏付ける重要な要素と位置付けられていたに違いない。④・⑤段と異なり、A部分の詩に詠史詩（ここでは歴史事件について詠じ、批評した詩を言う）が多く含まれるのはここに理由が有ろう。例えば、「劉達乞碎元祐黨碑」、「欽宗悔不用种師道之言」、「秦檜定都臨安」に挿入される詩はそれぞれ劉克莊の「觀元祐黨籍碑」¹⁵、「讀崇寧後長編一首其二」¹⁶、「題繫年錄」¹⁷の各詩であり、「置道階品秩」、「徽宗夢遊神霄宮」、「道士劉混康奏增萬歲良岳」、「八閩皆琉璃之瑞」、「太學生陳東上書乞誅六賊」、「李師師流落荆楚」に見える詩は全て劉子翬の「汴京紀事」詩¹⁸である。A部分は陸游やこれらの詩人の詠史詩を全篇にちりばめることによって、自身の權威付けを行なったのである。

してみれば、B部分の編者の態度はA部分のそれと極めて異質であると言わねばならない。ここでは、詩の挿入は全くと言っていいほど行なわれていないのである。すなわち、A部分とB部分とは、俱に歴史書からの引用を多く行なう部分ではあるが、詩詞との関係において全く異なる性質を有すると考えなければならない。さらに、前章で述べた如くA部分とB部分の引用態度もまたそれぞれ異なっているのである。以上から断ずれば、B部分の編者はA部分の編者とは別人だったと考えるのが妥當であらう。

では、このことから何が判るのか、以下に少しく考察しておきたい。

そもそも、『宣和遺事』の編者は、様々な先行の文獻・作品を寄せ集めて『宣和遺事』という一つの講史小説作品として完成させていった。『宣和遺事』は、その全體の内容を考えれば、北宋の滅亡と南宋の再興が主題となっているのであるから、編年體を用い、歴史書の體例に倣いながら北宋の繁榮と滅亡、南宋の再興を語る部分が根幹である。そしてそれに梁山泊の故事や李師師の故事が、おそらく當時の語りものを取り入れるかたちで挿入されていると思われる。文體でいうならば、前者がほぼ文語體、後者が白話體であるのも、それぞれの來歴が異なるからと推測できよう。さらに前者が歴史書その他の文獻を多く引用するのも、歴史語りであるゆえの現象であると考えられる。

それでは斯様な夥しい量の引用は、何故行なわれたのか。そこには、通俗小説が「正統的」なイメージを得るために行なわれた、或いはすでに存在している話本をつなぎ合わせて一つの講史小説とする際に、いわば接着剤のように後から嵌め込まれていった、などの可能性が考えられる。ところで、先に詩の挿入は内容の眞實性を證明する重要な要素であったと述べた。『宣和遺事』は歴史語りであるから、詩の挿入を必要とすることは當然の發想と言えよう。

そのような權威付けを有効と考えるものにとつて、歴史書の引用も又同様の意義を有するのではないだろうか。歴史書の文章そのままを借用することは、歴史書の記載に忠實であることを意味する。それは歴史語りとしての内容の信憑性を増す効果をあげたに違いない。

しかし、それは一方で編者にとつては自力の創作を必要とせず作品を完成させる如何にも手っ取り早い方策であつたとも言えよう。また、結果として作品独自の創作性は著しく阻害されることとなる。従つてこのような部分を、程度の低い編者が一つの作品を無理矢理纏めあげて出版しようとした言わば「つぎはぎ細工」の名残りと捉えることもまた、極めて妥當な評價であるに違いない。このことは、講史小説の萌芽期における作品としての一つの限界を示しているとも言えよう。

問題はどの時點でこれらの引用が行なわれたかという點である。『宣和遺事』の場合、同様に既存の歴史書等に依存しつつも、詩詞の挿入態度において著しい差異を有する二つの部分が存在する。假にこれらの歴史書等の文章が全て『宣和遺事』成立時に講史小説としての體裁を整える爲に同時に『宣和遺事』中に取り込まれていったものであったならば、その一部では詩を挿入する形式を採用しながら、他の部分ではそれを無視するという矛盾が生じてしまうことになる。すなわちこれらの歴史書等の文章の借用がすべて同時に行われたとは考え難く、従つてA部分とB部分とはそれぞれ異なる時點で異なる製作意圖のもとに成立したと考えるのが自然である。

それでは、A部分とB部分とはいずれが先に成立したであらうか。A部分は『宣和遺事』全體の大半を占め、且つその内容も主題に関わる根幹部分であり、この部分が原『宣和遺事』に無かつたとは考えにくい。一方B部分にして、この部分が無い場合、北宋の繁榮を語る前集と北宋滅亡及び二帝・高宗の苦難を語る後集の分量的なバランスが崩れ、明と暗を見事に二分して描いた『宣和遺事』の配慮が損なわれてしまう。従つて、『宣和遺事』成立時には兩者ともに存在し且つ別々の來歴をもつて『宣和遺事』の中に組み込まれたと考えられる。このうちB部分は、込み入つた加工は一切施されず、ほとんど『南渡錄』そのままに『宣和遺事』に組み込まれてゐることから、或いは先述のような『宣和遺事』成立時における「つきはぎ細工」とも言える程度の低い編集作業の名残りだったかも知れない。後に『南渡錄』と『宣和遺事』とは同本であると言わしめた程に引用を盡した部分をその中に内在させることを許容した編者であれば、寧ろそれが正確なところだったのではないだろうか。となれば、そのB部分との對比において、A部分は『宣和遺事』編者の手による部分ではなく、元來歴史書その他からの引用と詩詞の挿入によって成り立つ先行文獻を嵌め込んだものだったのではないかと考えられる。

ところで、A部分と同じような性質を有する箇所は、『宣和遺事』以外の平話中にも見出すことができる。すなわち、「全相平話」五種の一つ『秦併六國平話』の一部がそれである。この平話は、「秦併六國」及び「秦始皇傳」とで

も呼ぶべき二つの部分から成り立っている。このうち、「秦始皇傳」部分では歴史書の引き寫しが度々行われるが、それは詠史詩の挿入とともに行なわれていた。⁹⁾今、この『秦併六國平話』と『宣和遺事』を比較した場合、歴史書の引用と詠史詩の挿入というパターンが、兩方の作品に共通して見られるのである。つまり、このようなパターンは、一篇の講史小説を作り上げるためにその平話の編者が考え付いた場当たりの方式ではなく、古い語り物の形式を踏襲する講史小説の一構造としてすでに一般化していたものではなかっただろうか。『宣和遺事』B部分のような詩詞を全く含まない章段の存在によって、却ってこのパターンが鮮明に浮かび上がってくるように思われる。

四 おわりに

『宣和遺事』は、「寄せ集め」の書であるがゆえに、却って宋元代の様々な資料をそのまま内在させている可能性が高い。そして、以上に述べたごとく、そこには同じ歴史書の引き寫しを行なう部分でありながら、詩詞の挿入態度において異なる二つの部分が存在することがわかった。平話と歴史書或いは詩詞との關係は、平話の成立發展史、ひいては明代の長編章回小説へとつながる講史小説の成立發展史の解明と深く關わる問題である。そしてまた同時に宋代の語りものやそれ以前の俗講について考える上でも常に注意を拂うべき點であろう。通俗小説成立發展の初期段階を明らかにするには關聯資料が極めて少なく、多くは推測に頼らなければならないのが實情である。本稿もまた資料の來歴について一つの可能性を示したに過ぎない。かかる状況において、平話は、作品としては甚だ稚拙であるが、講史小説發展史の空白を埋めるまさに貴重且つ重要な手掛りなのだとと言えるのではないだろうか。

(注)

- (1) 臺灣中央圖書館所藏。
- (2) 阿部隆一『増訂中國訪書志』(一九八三年 汲古書院)、大塚秀高『増補中國通俗小説書目』(一九八七年 汲古書院) 参照。
- (3) 『中國小説史略』第十三章「宋元之擬話本」。
- (4) 渡邊宏明『大宋中興通俗演義』と『宣和遺事』(『汲古』19 一九九一) 等参照。
- (5) 鄭振鐸編『中國文學研究』下(一九八一年 上海書店) 所收。
- (6) 汪論文は、この部分が『續宋編年資治通鑑』を引用するという。『續宋編年資治通鑑』には、その内容が北宋にあたる李燾撰のものと同南宋にあたる劉時舉撰のものとの二本が存在するが、汪論文はその兩方をさして言ったのであろう。ただ、筆者が見た限りでは、李燾の『續宋編年資治通鑑』が『備要』と比較してより『宣和遺事』に近いとはいき切れず、寧ろ明らかに『備要』によったと思われる部分も有るようである。また、汪論文に『備要』と『續宋編年資治通鑑』を併せて引用した部分も載せるが、これも『備要』のみを見たとしても問題はないと思われる。よって、今回は主として『備要』を對照資料とした。尚、『備要』については、『四庫全書』史部所收本を使用した。
- (7) ちなみに、①段の邵康節「左衽吟」詩も、『寶遺錄』卷九に見える。
- (8) 例えば、『四庫全書總目提要』卷五十二「史部雜史類存目」に指摘がある。
- (9) 『中國善本書提要』史部雜史類。
- (10) 第十七章「關於講史」七一六頁。
- (11) 本稿では、『四庫全書』史部編年類所收本を使用した。
- (12) 本稿脱稿直前に、日本中國學會大會において京都大學研修員氏岡眞士氏が「平話の基づいた史書—平話の作り手についての試論—」という題で發表され、その中で『宣和遺事』の基づいた歴史書についても詳しく報告された。

- (13) 入矢義高「話本の性格について」(『東方學報(京都)』12—3 一九四一)、内田道夫「近世小説の様式について—變文の影響を中心として—」(『文化』22—5 一九五八)、金丸邦三「宋代小説話本の形式について」(『東京外國語大學論集』15 一九六七)等参照。

(14) 「墳」『宋民間之所謂小説及其後來』。

(15) 『四部叢刊』所收『後山先生大全集』卷二。

(16) 同前卷四。

(17) 同前卷四。

(18) 『四庫全書』所收『屏山集』卷十八。

(19) 拙稿「『秦併六國平話』と胡曾の詠史詩—講史小説の發展過程に関する一考察—」(『日本中國學會報』46 一九九四)参照。